

GMDSS 救命設備整備認定事業場の要件に関する調査（５～６年度）  
（６年度事業）（抄）

１．事業の概要

1992年2月から”全世界的な海上遭難安全システム(GMDSS)”が導入されたことによって、救命関係の無線設備も従来の遭難信号自動発信器に比較し、大きく変わる事となった。

これら新システムを整備するためには、従来の遭難信号自動発信器のための施設のみで点検・整備を行うことは各種の制約から不可能であり、新たな技能及びマニュアル並びに施設及び測定機器が必要となってくることから、(社)日本船舶品質管理協会で整備要員の育成のための講習等を行うとともに、各事業場は GMDSS のための施設及び測定機器を整備し、管海官庁の証明を得て、GMDSS 救命設備サービス・ステーションとして関係設備の整備にあっている。

これら GMDSS 救命設備サービス・ステーションを「船舶安全法に基づく事業場の認定に関する規則（昭和 48 年運輸省令第 49 号）」に定める「整備事業場」としての認定を受けられるように、本調査では整備規程の内容、施設及び設備等について、所要の事項を調査するものである。

２．現地調査（平成 5 年度実施）

調査場所

第 1 回現地調査：株式会社釧路内燃機製作所の整備事業場

第 2 回現地調査：静船株式会社の整備事業場

調査期日

第 1 回現地調査：平成 5 年 9 月 28 日(火)～9 月 30 日(木)

第 2 回現地調査：平成 5 年 12 月 1 日(水)～12 月 3 日(金)

３．規程等

物件別の整備規程案及び整備事業場社内規則案を作成することとし、平成 5 年度は、これらの内容について検討して概要を作成し、平成 6 年度は、極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー及び双方向無線電話装置についての整備規程の標準案を作成するとともに、社内規則の標準となるものを作成した。